

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を徴収するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条

3 条例の概要

- (1) 保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を加えることとした。（第13条関係）
- (2) 基礎賦課額の上限を670,000円に引き上げることとした。（第22条関係）
- (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の総額は、当該年度における神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額等の合算額の見込額から、当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係る補助金及び貸付金の額等の合算額の見込額を控除した額を基準として算定したこととした。（第36条の2関係）
- (4) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算したこととした。（第36条の3関係）
- (5) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、所得割の保険料率を乗じて算定することとした。（第36条の4関係）
- (6) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割に係る保険料率は、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数とすることとした。（第36条の5関係）
- (7) 子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができないとした。（第36条の6関係）
- (8) 賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合に月割りで算定を行う保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。（第40条関係）
- (9) 低所得者に係る減額の対象となる保険料に、子ども・子育て支援納付金賦課を加え

ることと等した。（第41条関係）

- (10) 特例対象被保険者等に係る特例の対象となる保険料に、後期高齢者支援金等賦課額等を加えることとした。（第41条の2関係）
- (11) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額の対象となる保険料に、子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。（第41条の3関係）
- (12) 出産被保険者に係る減額の対象となる保険料に、子ども・子育て支援納付金賦課額を加えることとした。（第41条の4関係）
- (13) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とすることとした。（第41条の5関係）
- (14) 納付義務者は、保険料の過誤納金の還付を受ける際における請求書の提出をすることを要しないこととした。（第46条関係）
- (15) 規定を整備することとした。（第14条、第26条関係）
- (16) この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(保険料の賦課額)	(保険料の賦課額)
<u>第13条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u>	<u>第13条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u>
(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u>	
(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u>	
(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u>	
(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u>	
(基礎賦課総額)	(基礎賦課総額)
<u>第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第41条、第41条の3及び第41条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u>	<u>第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第41条、第41条の3及び第41条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u>
(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u>	(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u>
ア <u>療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問</u>	ア <u>療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問</u>

看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び病床転換支援金等

（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に

看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）

（以下「納付に要する費用に充てる部分を除く。」の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金

の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に

要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものと除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第15条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（基礎賦課額の保険料率）

第17条 基础賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基础賦課総額の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基础賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基础

要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金）の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものと除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第15条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（基礎賦課額の保険料率）

第17条 基础賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基础賦課総額の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基础賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基础

賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（基礎賦課限度額）

第22条 第15条の基礎賦課額は、670,000円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第24条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定

賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（基礎賦課限度額）

第22条 第15条の基礎賦課額は、660,000円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第24条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定

<p>)</p> <p>第25条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第26条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 略 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯</u> 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ <u>特定世帯</u> アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ <u>特定継続世帯</u> アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額 <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第31条 第24条の後期高齢者支援金等賦課額は、260,000円を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第33条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第34条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得</p>	<p>)</p> <p>第25条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第26条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 略 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 <ul style="list-style-type: none"> ア <u>イ又はウに掲げる世帯</u> 以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ <u>特定世帯</u> アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ <u>特定継続世帯</u> アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額 <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第31条 第24条の後期高齢者支援金等賦課額は、260,000円を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第33条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第34条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課限度額)

第36条 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第36条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第41条及び第41条の3から第41条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第41条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第36条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子

に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課限度額)

第36条 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第36条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第41条及び第41条の3から第41条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第41条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第36条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第36条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第36条の2第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の25に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第36条の2第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定め

るところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 20 に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 36 条の 6 第 36 条の 3 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000 円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 40 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは政令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第 15 条、第 24 条若しくは第 36 条の 3 の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第 33 条の額又は次条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用す

（賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第 40 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは政令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第 15 条若しくは第 24 条の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第 33 条の額又は次条第 1 項各号（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用す

る場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項各号に定める額、第41条の3第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める

額、同条第4項(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第41条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第41条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第24条、第33条若しくは第36条の3の額又は次条第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額、第41条の3第1項に定める

額、同条第4項に定める額、第41条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第41条の5に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつ

る場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第41条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第41条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第41条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額

の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条若しくは第24条の額若しくは第33条の額又は次条第1項各号に定める額

、第41条の3第1項に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第41条の3第3項第1号に定める額、第41条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつ

て行う。

(低所得者の保険料の減額)

第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対

て行う。

(低所得者の保険料の減額)

第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定

の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,00円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数

の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に305,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,00円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数

の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第17条第2項_____の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項_____中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条」とあるのは「第31条」と、前項中「第17条第2項_____」とあるのは「第26条第2項_____」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条」とあるのは「第36条」と、第2項中「第17条第2項_____」とあるのは「第35条第2項_____」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第36条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第36条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山

の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイ_____に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条」とあるのは「第31条」と、前項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第26条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条」とあるのは「第36条」と、第2項中「第17条第2項及び第3項」とあるのは「第35条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超える世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当

該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第36条の5第2項の規定は、前項第1号アからウまで、第2号アからウまで及び第3号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第41条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項、第25条、第34条及び第36条の4並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第5項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

(特例対象被保険者等の特例)

第41条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項及び前条第1項

の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（第4項において「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第41条第1項各号」と

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（第3項において「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」

あるのは「第41条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第41条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第48条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用す

と、「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第41条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第48条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用す

る。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、「第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規

る。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、「第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規

定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

7 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、第41条第1項各号」とあるのは「第41条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第41条第1項各号」とあるのは「第41条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第

定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に1/2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と

_____, 前項中「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第

7項中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第41条第1項各号」とあるのは「第41条第5項各号」と、第7項中「第17条第2項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者被保険者均等割額の減額)

第41条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第36条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第41条第5項、第41条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

(過誤納金の還付又は充当)

第46条 略

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、直ちに当該納付義務者

中「第17条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

(過誤納金の還付又は充当)

第46条 略

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、直ちに当該納付義務者

に対し過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書により通知しなければならない。

に対し過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書により通知しなければならない。

3 納付義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受理した場合又は既納の納付金のうちに過納若しくは誤納に係るものがあることを発見した場合において、その過誤納金の還付を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参考条文

○国民健康保険法

(適用除外)

- 第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- 五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
- 六 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者
- 七 健康保険法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。
- 八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者
- 九 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- 十 国民健康保険組合の被保険者
- 十一 その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの
(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第七十二条の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、所得の少ない者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第一項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担する。

第七十二条の三の二 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の三の三 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第三項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

(都道府県及び市町村の補助及び貸付)

第七十五条 都道府県及び市町村は、第七十二条の三第二項、第七十二条の三の二第三項、第七十二条の三第三項及び第七十二条の四第三項に規定するもののほか、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用を含む。）に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

附 則

(病床転換支援金の経過措置)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第六十九条中「並びに同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは「、同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第七十条第一項中「及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」とあるのは「、同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」と、同項第二号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十三条第一項及び第二項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び同条第二項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第八十一条の二第十項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

○地方税法

(所得控除)

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納稅義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 前年中に災害又は盜難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第三百十三条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得

割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額

- イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
 - ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額
 - ハ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額
- 二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者 その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）
- 三 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料（租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。）をいう。）を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額
- 四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額
- イ 小規模企業共済法第二条第二項に規定する共済契約（政令で定めるものを除く。）に基づく掛金
 - ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金
 - ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金
- 五 前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）
- イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第七項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基にして一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第七項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 新生命保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（前年中において新生命保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で

定めるところにより計算した金額に限る。) を控除した残額。以下(1) 及び(3) (i) において同じ。) が一万二千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超える三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超える五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2) 旧生命保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額 (前年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額 (旧生命保険料に係る部分の金額に限る。) を控除した残額。以下(2) 及び(3) (ii) において同じ。) が一万五千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超える四万円以下である場合 一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超える七万円以下である場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円

(3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額 (当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円)

(i) 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(1) (i) から(iv) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1) (i) から(iv) までに定める金額

(ii) 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(2) (i) から(iv) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2) (i) から(iv) までに定める金額

口 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金 (病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由 (第七項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。) に基いて保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下口において「介護医療保険料」という。) を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額 (前年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額 (介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。) を控除した残額。以下口において同じ。) が一万二千円以下である場合 当該合計額

(2) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超える三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(3) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超える五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する

金額との合計額

(4) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基いて保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあっては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 新個人年金保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（前年中において新個人年金保険契約等に基づく剩余额の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剩余额若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余额又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1) 及び(3) (i)において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超える場合 三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超える場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2) 旧個人年金保険料を支払った場合 ((3) に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（前年中において旧個人年金保険契約等に基づく剩余额の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剩余额若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余额又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2) 及び(3) (ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超える場合 二万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超える場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円

(3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i) 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(1) (i) から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1) (i) から(iv)までに定める金額

(ii) 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(2) (i) から(iv)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2) (i) から(iv)までに定める金額

五の二 削除

五の三 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納稅義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

六 障害者である所得割の納稅義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納稅義務者 各障害者につき二十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第三項及び第八項並びに第三百四十四条の六において同じ。）である場合には、三十万円）

七 削除

八 寡婦である所得割の納稅義務者 二十六万円

八の二 ひとり親である所得割の納稅義務者 三十万円

九 勤労学生である所得割の納稅義務者 二十六万円

十 控除対象配偶者を有する所得割の納稅義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三百四十四条の六第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）

ロ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）

ハ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）

十の二 自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納稅義務者（その配偶者が前号又はこの号に規定する所得割の納稅義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 前年の合計所得金額が百万円以下である配偶者 三十三万円

(2) 前年の合計所得金額が百万円を超え百三十万円以下である配偶者 三十八万円から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち九十三萬一円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

(3) 前年の合計所得金額が百三十万円を超える配偶者 三万円

ロ 当該納稅義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 当該配偶者のイ(1) から(3) までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1) から(3) までに定める金額の三分の二に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り

上げた金額)

- ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超える場合 当該配偶者のイ(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）
- 十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下この款において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）
- イ 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者 年齢十六歳以上の者
- ロ 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの
- (1) 留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者
- (2) 障害者
- (3) その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者
- 十二 自己と生計を一にする年齢十九歳以上二十三歳未満の親族（自己の配偶者を除く。）及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないもの（以下この節において「特定親族」という。）を有する所得割の納税義務者（その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。）各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 前年の合計所得金額が九十五万円以下である特定親族 四十五万円
- ロ 前年の合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下である特定親族 六十三万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額
- ハ 前年の合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下である特定親族 六万円
- ニ 前年の合計所得金額が百二十万円を超える特定親族 三万円
- 2 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。
- 二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円
- 三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 二十九万円
- 三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十五万円
- 3 所得割の納税義務者の有する同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居特別障害者」という。）である場合には、当該特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円とする。
- 4 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直

系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第三百四条の六において「同居直系尊属」という。）である場合には、当該老人扶養親族に係る第一項第十一号の金額は、四十五万円とする。

- 5 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号及び第五号の三の規定は、適用しない。
- 6 第一項第一号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第五号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号の三の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第六号及び第三項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第一項第八号の規定により控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第十号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第十号の二の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第一項第十二号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第二項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。
- 7 第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。
 - 一 新生命保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けたニに掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）のニに掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛け金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの
 - イ 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）
 - ロ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
 - ハ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの
 - ニ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの
- 二 旧生命保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承

認を受けたホに掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号イに掲げる契約

ロ 旧簡易生命保険契約

ハ 生命共済契約等

ニ 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるものの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ 前号ニに掲げる規約又は契約

三 介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものと除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号ニに掲げる契約

ロ 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四 新個人年金保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものと除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛け金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うことであること。

ハ 当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うことその他の政令で定める要件

五 旧個人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものと除く。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六 損害保険契約等 次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害を填補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものと除く。）

ロ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

8 第一項、第三項又は第四項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひと

り親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第三項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第三項の規定に該当する扶養親族、第四項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族若しくは特定親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

9 所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三百四十四条の六の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ、」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族及び特定親族の範囲の特例については、政令で定める。

11 第一項及び第二項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、特定親族特別控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定により控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令（国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の規定による改正前のもの）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする

一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6) 及びロ(4) において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項において同じ。）

二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項において同じ。）

三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規

定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額

- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第五項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額
- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
- (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものと除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額
- (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦

課限度額」という。)を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 前号の場合における地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雜損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額(以下「固定資産税額等」という。)に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定すること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下このイにおいて「特定月」という。)以後五年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。)の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。)の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

九 第三号の基礎賦課額は、六十六万円を超えることができないものであること。

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。)の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額
- 二 後期高齢者支援金等賦課額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定することである。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定することである。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定することである。
- 七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定することである。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。
- ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
- ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
- 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、二十六万円を超えることができないものであること。
- 4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
- イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額
- ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額
- (1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- (2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要

する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額
- 二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
 - イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按分して算定すること。
- 七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按分して算定するものであること。
- 八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等

」という。) のうち給与所得を有する者 (前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。) をいう。以下この号において同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十萬円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数 (以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。) が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十六万円を乗じて得た金額を加算した金額 (第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十万五千円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額 (世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額) を減額すること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算すること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額) を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イに掲げる世帯を除く。) 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十六万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 (イ又はロに掲げる世帯を除く。) 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができる。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができる。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

八 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（第一号から第五号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

九 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であること。

○国民健康保険法施行規則（国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第2号）の規定による改正前のもの）

（令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十二条の十の二 令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

二 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合

10| 子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割合額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

一| 子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額

二| 当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の見込数

三| 当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額（当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る）について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

11| 第四項第二号イの当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一| 当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二| 当該都道府県に係る被保険者の数

12| 第四項第二号ロの被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

13| 第六項第二号の十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

14| 第十項第二号の十八歳未満被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

15| 第八項第二号及び第九項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数は、第四項第二号イに掲げる額を算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 令和八年度における国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定の適用については、第一項第四号イ中「一月一日」とあるのは「四月一日」と、同号ロ中「(2)に掲げる額の総額を控除した額」とあるのは「(2)に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とし、第五条の適用については、第一項第四号中「次に掲げる額の合算額」であるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とする。

(国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 令和八年度における国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（以下「交付金等省令」という。）第二十五条の二及び第三十三条の二第一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「第一号」と、「第二号」とあるのは「同条第二号」と、第三十三条の二第一項各号列記以外の部分中「第一号」と、「第二号に掲げる数」とあるのは「同項第二号に掲げる数」とする。

2 令和九年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十三条の二第一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」と、第三十三条の二第一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和七年度における第三十二条の二第二十五条の二各号列記以外の部分中「当該各年度における第二号に掲げる額を令和七年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における第四条第一号に掲げる額を令和六年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」とする。

○厚生労働省令第二号
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第八十二条の三第一項、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)第一条第一項、第四条第二項及び第三項、第四条の三第一項、第四条の五第一項、第五条第一号口(2)第三項、第五项第三号二及び第八項第九条第八項並びに第十一条の二第三項第一号、第四项第一号イ(1)第二号口(1)及び(2)第五项第一号イ及びロ並びに第六項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

第一条 国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

(傍線部分は改正部分)

改

正

後

(令第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法)

(新設)

第三十二条の十の二 (令第二十九条の七第五項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(以下この条において「補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。)が子ども・子育て支援納付金賦課額度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課額限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額のうち所得割額及び資産割額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額の総額のうち所得割額及び資産割額が、それそれ令第二十九条の七第五項第一号の子ども・子育て支援納付金賦課額のうち所得割額及び資産割額に等しくなるよう計算して得た率とする。

(令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第三十二条の十の三 (令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出した場合
二 (略)

(略)

(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正)
第二条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

(普通調整交付金の額の算定)

第三条 普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一、三 (略)

(普通調整交付金の額の算定)

第三条 普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一、三 (略)

規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額(次号において「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。)を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三

号 前号本文、この号本文、次号 第八号及び第九号の規定に基き子とも・子育て支援額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者等害病は第一号の被保険者等害病統額を被保険者の数に按分して算定するものである。第一号の被保険者等害病統額は、次頁に見立てる基準（同頁第十号及び第十一号

に係る部分に限る)に従い前号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものと
した場合に減額することとなる額の総額であること。

八 第三号の十八歳以上被保険者均等割額は、第二号の十八歳以上被保険者均等割額を十八歳以上被保険者の数で安分して算定するものであること。

九 第三号の世帯別平等等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものである。

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が
属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一

□ 特定世帯を乗じて得た数の合計数を控除した数で^{あん}分すること。
□ 特定世帯イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯
イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
第三号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものであるい

第二十九条の七の二第一項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「同条第五項第一号」を「同条

第六項第一号に改める。
附則第五条中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

のよろに改めます。」
第一項中「介護納付金」という。並びに「介護納付金」という。」に改め、「流行初期
第一項中「介護納付金」という。」に改め、「流行初期

「子育て支援納付金」による規定による子どもへ子育て支援納付金を支給する旨の規定によるものとし、同条第一項第一号中「並びに流亡初期医療費保険料出金」を「流亡初期医療費保険料出金」とする。

初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第四条の五第一項第一号中、「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「第四項」を「第五項」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」、「上被保険者均等割額」に改め、同項第二号中、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」及び十八歳以上被保険者均等割額に改める。

第四条の六第一項第一号イ(1)中、「のもの」の下に、「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち令第二十九条の七第五項第三号の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てることとするためのもの」を加え、同号口(1)中、「第二十九条の七第五項第三号イ」を「第二十九条の七第六項第三号口」に改め、同号口(2)中、「第二十九条の七第五項第三号」を「第二十九条の七第六項第三号」に改め、同号口(3)中、「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同項第二号口(1)中、「第二十九条の七第五項第三号イ」を「第二十九条の七第六項第三号イ」に改め、同号口(2)中、「第二十九条の七第五項第三号口」を「第二十九条の七第六項第三号口」に改め、同号口(3)中、「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同項第三号イ(1)中、「のもの」の下に、「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち地方税法第七百三条の四第三十項の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てるためのもの」を加える。

第五条第一項第一号口(1)中、「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同号口(2)中、「並びに当該」を「当該」に、「の合算額」を「並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額」に改め、同条第五項第三号中、「ハまで」を「二まで」に、「ニに」を「本に」に、「本に」を「へに」に改め、同号中亦をへとし、二を本とし、ハの次に次のように加える。

二 組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

第五条第八項中、「並びに流行初期医療確保拠出金」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第八条中、「第四号」を「第五号」、「第五号」を「第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

第九条第二項第一号へ中、「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に、「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第二号イ中、「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ハ中、「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に、「前条第五号」を「前条第六号」に、「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同号亦及びル中、「及び介護納付金」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十一條の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て支援納付金納付金基礎額)

第十一條の二 第八条第四号の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額

イ 口 口に掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

二 イ及び口に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

イ(1) 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数

(1) 子ども・子育て支援納付金納付金所得割合

ハ 口 口に掲げる数に(1)に掲げる数を乗じて得た数

ハ(1) 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合

ハ(2) 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四百四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項、第七十二条の四第一項、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第七十五条の七第一項、第八十一条並びに第八十二条の二第十項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

び第三項を削る改正規定、同法第十四条（見出しを含む）の改正規定削る改正規定、同法第十七条及び第十八条の改正規定、同法第二章中第三節を第四節とし、第二節の後に一節を加える改正規定、同法第三十八条（見出しを含む）の改正規定、同法第五十条（見出しを含む）の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十六条の見出しの改正規定、同法第五十五条第三項を規定、同法第五項の改正規定、同法第五十八条の八（見出しを含む）の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第五十九条の二の改正規定、同法第六十二条第三項第二号の改正規定（教育・保育情報）を「教育・保育等情報」に改める部分を除く）、同法第六十五条の改正規定、同法第五号の次に一号を加える改正規定を除く）、同法第六十六条の三第一項の改正規定、同条の次に一节を加える改正規定、同法第六十七条第一項及び第二項の改正規定、同法第六十八条（見出しを含む）の改正規定（同条第三項を削る改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く）、同法第六十九条第一項の改正規定（同項）を「第五十九条の二第二項に規定する事業に係るもの」を除く。次条第二項に改める部分に限る）、同法第七十条第二項の改正規定（第六十八条第一項）を「第六十八条第二項」に、「千分の四・五」を「千分の四・〇」に改める部分に限る）、同法第七十三条第一項の改正規定（子どものための教育・保育給付）を「子どものための支援給付、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る）、同条第二項の改正規定（「子どものための教育・保育給付」を「妊娠のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る）、同法第八十二条第一項の改正規定（「第三十条の三」の下に及び第三十条の十三」を加える部分を除く）、同法附則第九条第三項の改正規定、同法附則第十四条の二の改正規定並びに同法附則に八条を加える改正規定（同法附則第二十九条及び第三十条に係る部分に限る）並びに次条から附則第五条までの規定

口 第四条の規定（児童福祉法第二十五条の二の改正規定及び同法第三十四条の十五第五項ただし書の改正規定を除く）

ハ 第六条中私立学校教職員共済法第二十五条の改正規定

チ 第七条の規定（次号ヘに掲げる改正規定を除く）及び附則第九条の規定

二 本 ハ 第十一条の規定（次号トに掲げる改正規定を除く）及び附則第十二条の規定

リ 第十三条及び附則第十四条の規定

ト 第十七条及び附則第十六条から第十八条までの規定

チ 附則第二十二条中地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第三十三号の改正規定（子どものための教育・保育給付）を「妊娠のための支援給付に要する経費、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る。

ル 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十条及び第四十四条の規定

ヌ 附則第二十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十九の項の改正規定並びに同法別表第二の一の七の項及び別表第四の一の七の項の改正規定（「による」を「による同法第十条の二の妊娠のための支援給付」に改める部分に限る）

ワ 附則第二十九条中國と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号）第十四条第一項の改正規定

ヲ 附則第三十一条中法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十四条第一項の改正規定

ル 附則第三十三条中判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）第八条第一項の改正規定

カ 第一項の改正規定

ヨ 附則第三十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表八十三の項の改正規定及び同表百二十七の項の改正規定（「による」の下に「妊娠のための支援給付」を加える部分に限る）

タ 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十条第一項の改正規定

二 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業をしたとき 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ 出産の予定日に当該子が出生した場合 当該出産の日から起算して百十二日を経過する日

の翌日までの期間

ロ 出産の予定日前に当該子が出生した場合

当該出産の日から当該出産の予定日から起算して百十二日を経過する日

で百十二日を経過する日の翌日までの期間

ハ 出産の予定日後に当該子が出生した場合 当該出産の予定日から当該出産の日から起算して百十二日を経過する日の翌日までの期間

育児休業支援手当金は、同一の育�児休業等について雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金の支給を受けることができるときは、支給しない。

第六十九条第二項中「育児休業手当金」の下に「育児休業支援手当金」を加える。

第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」を「子ども・子育て支援納付金並びに基礎年金拠出金」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「同項第二号」を「同項第二号及び第三号」に改め、同項第三号中「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、

同項第一号の次に次の一号を加える。

三 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第三号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにする」と。

第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用 挂金百分の五十、国の負担金百分の五十、

第九十九条第三項中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同項第四項中第一号を第三号とし、

第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支

給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額

第一条第二項ただし書中「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条第二項第四号」に改め、同

条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項の次に次の一項を加える。

4 子ども・子育て支援納付金に係る前項の割合については、各年度において全ての組合が納付す

べき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全ての組合の組合員の総報酬額(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。)の総額の見込額で除した率を基礎として政

令で定める率を超えない範囲で定めるものとする。

第五百一十条第四項中「第九十九条第一項第三号及び第四号」を「第九十九条第一項第四号及び第五

号」に改める。

第一百二十四条の二第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「第九十九条第二項第三号及び第四号」を「第九十九条第二項第四号及び第五号」に、「第九十九条第二項第三号」を「第九十九条

第一項第四号」に改める。

第一百二十六条第二項中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の四第一項」に改める。

第一百二十六条の五第二項中「短期給付」の下に「子ども・子育て支援納付金」を加える。

附則第十二条の二中「第六十八条の三第一項」を「第六十八条の四第一項」に改める。

附則第十二条第六項中「短期給付」の下に「及び子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第七

項中「第六十八条の三」を「第六十八条の五」に、「介護休業手当金」を「育児休業支援手当金」介

護休業手当金、育児時短勤務手当金」に改める。

附則第二十条の二第四項中「第六十八条の三」を「第六十八条の五まで」に改め、同項

表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第三号」を「第四号」に改める。

附則第二十条の六第一項中「第六十八条の三」を「から第六十八条の五まで」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第八条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六十九条中「介護納付金」という。」、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付」に改める。

第七十条第一項並びに第七十三条第一項及び第二項中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「並びに子ども・子育て支援納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第七十五条中「介護納付金並びに」を「介護納付金」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援納付金の納付」に改める。

第七十五条の七第一項 第七十六条第一項及び第二項並びに第八十一条の二第二項第四号及び第五号中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

附則第六条中「並びに流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

「流行初期医療確保拠出金等」を「流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第九条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第八十八条の二」の下に「又は第八十八条の三第一項若しくは第二項」を加える。

第六条第一項中「第八十八条の二」の下に「若しくは第八十八条の三第一項若しくは第二項」を加える。

第七条第一項中「第八十八条の二」の下に「次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二中「日」の下に「次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の三 前条の規定の適用を受けた被保険者が同条の出産に係る子を養育する場合においては、当該出産予定日から起算して三月を経過した日の属する月から当該出産

予定日から起算して十二月を経過した日(当該日の前日までに、当該子が死亡したときその他の当該被保険者が当該子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日)が属する月の前月までの期間(当該子以外の子に係る同条の規定の適用を受ける期間を除く。)に係る保険料は、納付することを要しない。

2 被保険者(前項に規定する被保険者を除く。)は、その子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四条)第二十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組親である被保険者に委託されている児童及びこれらの被保険者に準ずる者として厚生労働省令で定める被保険者に厚生労働省令で定めるところにより委託されいる者を含む。以下この項、第一百六条第一項及び第八十八条第二項において同じ。)を養育することとなつた日の属する月から当該子が一歳に達する日(当該子が一歳に達する日の前日までに、当該子が死亡したときその他の当該被保険者が当該子を養育しないこととなつた事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日)の翌日が属する月の前月までの期間(当該子以外の子に係る前条の規定の適用を受ける期間を除く。)に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条第一項中「前条及び」を「第八十八条の二、前条第一項及び第二項並びに」に改める。

3 前二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額については、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補填するものとする。

第八十九条第一項中「前条及び」を「第八十八条の二、前条第一項及び第二項並びに」に改める。

第三条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第六条第一項中「出産予定日にに関する書類」の下に「子の養育の状況に関する書類」を加え

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月十二日

内閣總理大臣 岸田 文雄

法律第四十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 (子ども・子育て支援法の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二節 ごくうつこう

目次中「第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）」を

金給付
(第九条・第十条)

二
（第十条の八）

の支給（第十条の十二—第十条の十五）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第六章 第二節 款項 乳兒通則等の第十九条第三項の第一款に付する。

第三章第十三款規定，母乳喂養兒童的費用，由政府撥款支助。但母乳喂養兒童的費用，由政府撥款支助。

第三章 第一節 特定教育・保育施設

第三次
業務管理本別の

の二十一) 定子ども。子育て支援施設等 第四款 教育・保育に関する事務

第三十六
第三十七
第三十八

を
第一款
第四款
第三款
第二款
第一款
第五条の二
第五十四条の二
第五十五条の二
第五十六条の二
第五十七条の二
第五十八条の二

第五章 教育・保育等に関する情勢の審査及び公表(第五十一条)

第四章の「働き方等の多様化」

九条の二）（第五十九条の二）に、「第六章 費用等（第六十五条—第七十一条）を

第六章
応じた子育て
第一節 費用
第二節 子抛費用
第三節 款款款款款款
第四節 通ど出用等
第五節 一二三二一章
第六節 七六五四三二一節
第七節 八七六五四三二一節
第八節 九八七六五四三二一節
第九節 一〇九八七六五四三二一節
第十節 一一一〇九八七六五四三二一節

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例及び令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるため提案する。

2 根拠法規

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項

3 条例の概要

(1) 令和8年度の第1号被保険者に係る保険料率の算定に関する合計所得金額の算定においては、令和8年度分の介護保険料の賦課期日及び市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者のうち、令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に係る給与所得の金額は、給与所得の金額に給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとすることとした。（附則第9項関係）

(2) 令和8年度の第1号被保険者に係る保険料率の算定に関する合計所得金額の算定においては、令和8年度分の介護保険料の賦課期日及び市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者のうち、令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に係る給与所得の金額は、給与所得の金額に100,000円を加えた額によるものとすることとした。（附則第10項関係）

(3) 令和8年度の第1号被保険者に係る保険料率の算定に関する合計所得金額の算定においては、令和8年度分の介護保険料の賦課期日及び市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者のうち、令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に係る給与所得の金額は、給与所得の金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとすることとした。（附則第11項関係）

(4) 令和8年度の第1号被保険者に係る保険料率の算定に当たり、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員のうちに、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているものであって、令和8年度分の介護保険料の賦課期日及び市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者に該当し、かつ、障害者等に該当することにより市民税が課されない者であって、同年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年中の合計所得金額を控除して得た額が、給与等の収入金額から550,000円を

控除して得た額以下である場合等に該当する者は、令和8年度分の市民税が課されている者とみなすこととした。（附則第12項関係）

(5) 令和8年度の第1号被保険者に係る保険料率の算定に当たり、当該第1号被保険者が、令和7年中の合計所得金額に給与所得が含まれている者であって、令和8年度分の介護保険料の賦課期日及び市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者に該当し、かつ障害者等に該当することにより市民税が課されない者であって、同年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年中の合計所得金額を控除して得た額が、給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合等に該当する者は、令和8年度分の市民税が課されている者とみなすこととした。（附則第13項関係）

(6) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 18,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 29,052円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,224円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 51,648円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,560円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 74,244円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 18,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 29,052円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,224円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 51,648円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,560円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 74,244円</p> <p>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法</p>

第2条に規定する保護をいう。以下同じ。) を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 80, 700円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 96, 840円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 103, 296円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第2条に規定する保護をいう。以下同じ。) を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 80, 700円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 96, 840円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 103, 296円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 119, 436円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 135, 576円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 142, 032円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 119, 436円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 135, 576円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 142, 032円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 148, 488円

ア 合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 154, 944円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上21,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 161, 400円

ア 合計所得金額が21,000,000円以上37,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 148, 488円

ア 合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 154, 944円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上21,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 161, 400円

ア 合計所得金額が21,000,000円以上37,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 16
7, 856円

附 則

8 略

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

9 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。次項から第12項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 16
7, 856円

附 則

8 略

合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

10 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除

額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が
0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)
」とする。

1 1 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所
得金額に給与所得が含まれている者（同年中の
給与等の収入金額が1,619,000円以上
1,900,000円未満である者に限る。）
の令和8年度における保険料率の算定について
の第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号
ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第1
2号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号
アに係る部分に限る。）の規定の適用について
は、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法
(昭和25年法律第226号) 第292条第1
項第13号に規定する合計所得金額をいう。)
(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
第33条の4第1項若しくは第2項、第34条
第1項、第34条の2第1項、第34条の3第
1項、第35条第1項、第35条の2第1項、
第35条の3第1項又は第36条の規定の適用
がある場合には、当該合計所得金額から令第2
2条の2第2項に規定する特別控除額を控除し
て得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る
場合には、0とする。以下この項において同じ
。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法
(昭和25年法律第226号) 第292条第1
項第13号に規定する合計所得金額をいい、当
該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規
定する給与所得が含まれている場合には、当該
給与所得の金額については、同条第2項の規定
によって計算した金額に650,000円から
令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税
法第28条第1項に規定する給与等の収入金額
から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一
部を改正する法律（令和7年法律第13号）第
1条の規定による改正前の所得税法別表第5（
以下「旧所得税法別表第5」という。）の給与
等の金額として、旧所得税法別表第5により当
該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給
与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額
をいう。）を控除して得た額を加えた額による

ものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

12 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において茅ヶ崎市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により茅ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が1,00,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,6

19,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）第17条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、茅ヶ崎市市税条例第17条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、茅ヶ崎市市税条例第17条第2項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

1 3 第1号被保険者の令和8年度における保険

料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

。

茅ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例参照条文

○介護保険法

(保険料)

第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第二百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない

○地方税法

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 均等割 均等の額により課する市町村民税をいう。

二 所得割 所得により課する市町村民税をいう。

三 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

イ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この項及び第三百二十一条の八において「内国法人」という。） 法人税額を課税標準として課する市町村民税

ロ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。） 次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する市町村民税

（1）法人税法第二百四十五条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

（2）法人税法第二百四十五条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）

で、法人税法第六十八条（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

、第六十九条（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び第

六十六条の九の三（第二項、第五項及び第九項から第十二項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百四十四条の二及び第百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

- (1) 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得
- (2) 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

四の二 資本金等の額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人（ロ及びハに掲げる法人を除く。）同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度（イ及びロにおいて「過去事業年度」という。）の(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度の(2)及び(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の(1)に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の(3)に掲げる金額を減算した金額との合計額

- (1) 平成二十二年四月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものと除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十条の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額
- (2) 平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものと除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（(2)において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（(2)において「旧商法」という。）第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（(2)において「旧有限会社法」という。）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九条第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額
- (3) 平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものと総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

ロ 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）若しくは第百四十四条の三第一

項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの（ハに掲げる法人を除く。）又は第三百二十二条の八第二項の規定により申告納付する法人（ハに掲げる法人を除く。）政令で定める日現在における同法第二条第十六条号に規定する資本金等の額と、過去事業年度のイ(1)に掲げる金額の合計額から過去事業年度のイ(2)及びイ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

ハ 保険業法に規定する相互会社 純資産額として政令で定めるところにより算定した金額

五 給与所得 所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。

六 退職手当等 所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金及び租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額を含む。）をいう。

七 同一生計配偶者 市町村民税の納稅義務者の配偶者でその納稅義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、第二百九十五条、第三百十三条から第三百十七条の三まで及び第三百十七条の六から第三百二十一条の七の九までにおいて「前年」という。）の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

八 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が千万円以下である市町村民税の納稅義務者の配偶者をいう。

九 扶養親族 市町村民税の納稅義務者の親族（その納稅義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納稅義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

十 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

十一 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

十三 合計所得金額 第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

十四 恒久的施設 次に掲げるものをいう。ただし、我が国が締結した租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、当該条約の適用を受ける外国法人については、当該条約において恒久的施設と定められたもの（国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるものに限る。）とする。

イ 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ 外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う

場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

ハ 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

- 2 市町村民税の納稅義務者の配偶者がその納稅義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の市町村民税の納稅義務者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。
- 3 二以上の市町村民税の納稅義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納稅義務者のうちいずれか一の納稅義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。
- 4 市町村民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合（第一項第六号、第三百十七条の六、第三百二十一条の四及び第五款において引用する場合を除く。）には、これらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

（市町村民税の納稅義務者等）

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第二号及び第四号の者に対しては均等割額により、第五号の者に対しては法人税割額により課する。

- 一 市町村内に住所を有する個人
- 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- 三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人
- 四 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この節において「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの
- 五 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの
- 2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない
—
4 前項の規定により市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができない。
- 5 外国法人に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設をもつて、その事務所又は事業所とする。
- 6 第二百九十六条第一項第二号に掲げる者で収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する市町村民税は、第一項の規定にかかわらず、当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。
- 7 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。
- 8 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社

団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市町村民税について「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第三百二十二条の八第六十二項から第七十八項までを除く。)の規定中法人の市町村民税に関する規定を適用する。

- 9 第六項から前項までの収益事業の範囲は、政令で定める。

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課すことができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

三 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

- 2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

- 3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課すことができない。

○所得税法

(給与所得)

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

- 2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

- 3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百九十万円以下である場合 六十五万円

二 前項に規定する収入金額が百九十万円を超え三百六十万円以下である場合 六十五万円と当該収入金額から百九十万円を控除した金額の百分の三十に相当する金額との合計額

三 前項に規定する収入金額が三百六十万円を超え六百六十万円以下である場合 百十六万円と当該収入金額から三百六十万円を控除した金額の百分の二十に相当する金額との合計額

四 前項に規定する収入金額が六百六十万円を超え八百五十万円以下である場合 百七十六万円と当該収入金額から六百六十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額との合計額

五 前項に規定する収入金額が八百五十万円を超える場合 百九十五万円

- 4 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

○介護保険法施行令

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二条の二 法第四十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等

に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合（第四項第一号及び第三十八条第一項第六号イにおいて「租税特別措置法による特別控除のある場合」という。）には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第五項、次条第五項、第二十九条の二第一項及び第四項並びに第二十九条の二の二第五項において同じ。）とする。

- 2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。
- 3 法第四十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号、次条第九項、第二十九条の二第三項第一号及び第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、二百八十万円）に満たない場合
 - 二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二条第一項第三号イを除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合
 - 三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあった日において生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合
- 5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。
- 6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。
- 7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての

第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

（特別の基準による保険料率の算定）

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

二 次のいずれかに該当する者 十分の四・五五を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（口に該当する者を除く。）

（1）市町村民税世帯非課税者

（2）要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万九千円以下であり、かつ、イ、ロ又はニに該当しないもの

三 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ ((1) に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 十分の六・八五を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が百二十万円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ ((1) に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 十分の六・九を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ ((1) に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 十分の九を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万九千円以下であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第六号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 十分の十を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第七号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 十分の十を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第八号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第九号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十一号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号口、第十二号口又は第十三号口に該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次

号口又は第十三号口に該当する者を除く。)

十二 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

- イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

十四 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

- 2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに規定する額並びに同項第十三号に掲げる第一号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。
- 3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の基準額の算定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号」とあるのは「次条第一項各号」と、「標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。
- 4 前条第十項の規定は、法第百四十八条第一項の規定に基づき市町村相互財政安定化事業を行う市町村について前項の規定を適用する場合において準用する。
- 5 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の一・七を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 6 第一項第二号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の二を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 7 第一項第三号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課についての法第百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から十分の〇・〇五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

○茅ヶ崎市市税条例

（個人の市民税の非課税の範囲）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第32条の3の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
（2）障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）
2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年一月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第六号

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）附則第二十三条の次に二条を加える改正規定のうち附則第二十四条第一項中「第一号被保険者」の下に「（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）」を加える。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

2 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者が前項第一号に掲げる者に該当し、かつ、同項第二号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第一号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

厚生労働大臣 上野 賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十万九千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第三号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の給与等の収入金額が百六十万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。）と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額についての、同条第二項の規定によって計算した金額に十万円を加えた額によるものとし」とする。

3 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が百六十万九千円以上百九十万円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項第一号、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われていての場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に六十五万円から令和七年給与所得控除額（令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第一条の規定による改正前の所得税法別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。第三十八条第一項第六号イにおいて同じ。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和八年度の保険料率の算定に関する基準の特例 第二十五条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率は、第一項の規定によるものとし、当該第

る場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいて同じ。」と、同項第六号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によつて計算した金額に六十五万円から令和七年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

第二十五条 第一号被保険者の令和八年度における保険料率の算定についての第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第一号に掲げる者に該当し、かつ、第二号又は第三号に掲げる者のいすれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一 令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和八年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第二百九十五条第一項第二号に掲げる者に該当し、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上六十五万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合
ハ 令和七年中の給与等の収入金額が百六十一万九千円以上百九十万円未満であり、かつ、百三十五万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が六十五万円から、同年中の給与等の収入

入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和七年法律第十三号)第一条の規定による改正前の所得税法別表第五(以下「別表第五」という。)の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和八年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

令和七年中の給与等の収入金額が五十五万円以上で、法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額以下である場合

□ 令和七年中の給与等の収入金額が六十五万円以上百六十万円未満であり、かつ、地方税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が十万円以下である場合

税法第二百九十五条第三項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、六十五万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第五の給与等の金額として、別表第五により当該金額に応じて求めた別表第五の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額以下である場合

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第四百二十号

介護保険法施行令の一部を改正する政令
内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令
を制定する。
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二十三条第一項中「いう。」の下に「次条及び附則第二十五条において同じ。」を加え、「所得税
法第二十八条第一項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法第二十八条第一項に規定する給与
所得をいう。次条及び附則第二十五条において同じ。）」に改める。
附則第二十三条の次に次の二条を加える。

（令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第二十四条 第二号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十五万一千円以上六十五万五千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九条第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二条の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九条の二の二第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得について、同条第二項の規定によつて計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例
について

1 提案の理由

オーラルフレイル対策及び災害時における歯科医療等の重要性に鑑み、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を拡充するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

(1) 市が歯及び口腔の健康づくりを推進するため策定し、及び実施する施策にオーラルフレイル対策の普及に関すること及び災害時における歯科医療等の提供に関することを加えることとした。（第7条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) <u>8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の普及</u>に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>災害時における歯科医療等の提供に関すること。</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項</p>	<p>(基本的施策)</p> <p>第7条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) <u>8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組をいう。）</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____の普及</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(5)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事項</p>

茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を緩和する等のため提案する。

2 根拠法規

消防法（昭和23年法律第186号）第9条及び第9条の2第2項

3 条例の概要

- (1) 簡易サウナ設備（直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準を定めることとした。（第10条の2関係）
- (2) 住宅における火災の予防を推進するために実施する施策に、感震ブレーカーの普及の促進を加えることとした。（第39条の7関係）
- (3) 簡易サウナ設備を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならないこととした。（第64条関係）
- (4) 規定を整備することとした。（第11条関係）
- (5) 所要の規定を整備することとした。（第13条の2関係）
- (6) この条例は、令和8年3月31日から施行することとした。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(乾燥設備) 第10条 略 <u>(簡易サウナ設備)</u> 第10条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバーレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号並びに第3項から第5項までを除く。）及び第8条第1項の規定を準用する。 <u>(一般サウナ設備)</u> 第11条 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合	(乾燥設備) 第10条 略 <u>(サウナ設備)</u> 第11条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 略 (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合

に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号まで並びに第5項を除く。）の規定を準用する。

（燃料電池発電設備）

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに第64条第15号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2

（略）

5

（住宅における火災の予防の推進）

第39条の7 茅ヶ崎市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2）略

2 略

（火を使用する設備等の設置の届出）

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（1）

（略）

（7）

に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号まで並びに第5項を除く。）の規定を準用する。

（燃料電池発電設備）

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに第64条第14号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2

（略）

5

（住宅における火災の予防の推進）

第39条の7 茅ヶ崎市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（2）略

2 略

（火を使用する設備等の設置の届出）

第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（1）

（略）

（7）

(8) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

)

(9) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(8) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例参照条文

○消防法

第九条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物(その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。)の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

○茅ヶ崎市火災予防条例

(炉)

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第1の炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

(4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。

(5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。

(6) 屋内に設ける場合にあっては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

(7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

(8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、破損し、又は亀裂を生じない構造とすること。

(9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

(10) 屋外に設ける場合にあっては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第17号アに掲げる装置を設けたものにあっては、この限りでない。

(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあっては、その上部に不

燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長によ

り火災の発生のおそれのあるものにあっては、防火上有効な遮へいを設けること。

(12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあっては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

(13) 熱風炉に附属する風道については、次によること。

ア 風道並びにその被覆及び支柱は、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(14) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で作った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で作った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。

(15) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超える20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超える40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超える100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超える250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超える500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超える1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超える2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で作った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なろ過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金

、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(16) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、法兰ジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、差込接続とすることができます。

ウ イの差込接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(17) 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあっては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18) 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあっては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあっては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力350キロワット以上の炉にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けなければならない。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

4 前3項に規定するものほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第40条及び第42条から第45条まで（第44条第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）の規定を準用する。

5 規則で定める炉には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置（以下「地震等により作動する安全装置」という。）を設けなければならない。

（ストーブ）

第8条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち固体燃料を使用するものにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するものほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第13号まで及び第15号才並びに第5項を除く。）の規定を準用する。

3 規則で定めるストーブには、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震等により作動する安全装置を設けなければならない。

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和7年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	浅岡建設株式会社
6	営業種目	土木一式
7	開札日	令和7年12月8日
8	開札場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 5階 契約検査課
9	件名	新鶴嶺橋長寿命化修繕工事
10	履行箇所	茅ヶ崎市今宿地内外
11	履行期間（契約期間）	市議会議決の日 から 令和9年2月12日 まで
12	予定価格（税抜）	¥183,300,000
	予定価格（税込）	¥201,630,000
13	落札金額（税抜）	¥161,900,000
	落札金額（税込）	¥178,090,000
14	調査基準価格（税抜）	¥164,970,000
	調査基準価格（税込）	¥181,467,000
15	失格基準価格（税抜）	¥143,006,707
	失格基準価格（税込）	¥157,307,377
16	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	浅岡建設株式会社	161,900,000	—	—	—	落札
2	亀井工業株式会社	164,970,000	—	—	—	—
3	株式会社永沢興業	183,000,000	—	—	—	—
4	株式会社入内島土建	—	—	—	—	辞退

調査基準価格

予定価格 150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないと認める場合の基準となる価格。

失格基準価格

契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格。

「報告第1号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和7年9月17日 午後1時00分頃
 事故発生場所 香川一丁目31番20号地先
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和7年 9月17日 事故発生
 令和7年 9月17日 教育総務課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。
 令和7年 9月17日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。
 令和7年 12月22日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		491,321円
(算出内訳)		(修理費等) 491,321円
過失割合	60%	40%
賠償額	294,793円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 491,321円×60% = 294,793円	